

Radiata Increase



FP2級 実技 資産設計提案業務 過去問解説 2022年5月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2021年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客である個人事業主が受ける雇用関係助成金申請の書類を作成して手続きを代行し、顧客から報酬を受け取った。

(イ)生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていないFPが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、具体的な必要保障額を試算した。

(ウ)税理士資格を有していないFPが、参加費無料の相談会で、相談者が持参した資料に基づき、具体的な納税額を計算した。

(エ)弁護士資格を有していないFP(遺言者や公証人と利害関係はない成年者)が、顧客から依頼されて公正証書遺言の証人となり、顧客から適正な報酬を受け取った。

【答え】

(ア) 不適切×

社労士資格のないFPは、社会保険に関する申請の代行を行なってはいけません。

(イ) 適切○

生命保険募集人や保険仲立人の登録をしていないFPであっても、顧客のライフプランに基づき、必要保障額を具体的に試算することができます。

(ウ) 不適切×

税理士資格を有していないFPであっても、仮定の事例に基づいて一般的な税法の解説を行うことは問題ありませんが、税務代理・税務書類の作成や個別具体的な税務相談は有償・無償問わず行うことはできません。

(エ) 適切○

公正証書遺言の証人となるための特別な資格を有する必要はなく、弁護士資格を有していないFPでも証人となることは可能ですので、顧客から適正な報酬を受け取れます。

ただし、遺言者や公証人と利害関係がある場合は証人になることはできません。

問2

フィデューシャリー・デューティー(受託者責任)を遂行する軸として金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下「本原則」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.本原則では、金融事業者は顧客の資産状況、取引経験、知識等を把握し、当該顧客にふさわしい金融商品の販売、推奨等を行うべきだとしている。
- 2.本原則は、金融庁が原則のみを示し、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて自主的に方針の策定に取り組むように促すものである。
- 3.本原則を採択する場合、金融事業者が策定した業務運営に関する方針は、一貫して継続する必要があるため、定期的な見直しは不要である。
- 4.金融事業者が、本原則を採択したうえで、自らの状況等に照らし、本原則の一部を実施しない場合は、その理由や代替策を十分に説明することが求められる。

【答え】

フィデューシャリー・デューティーとは、信託を受けた者が履行すべき義務のことで、金融機関は、資産を預けている顧客に対し、利益を最大限にすることを目標に利益を反する行為を行ってはならないとするものです。

(ア) 適切○

金融事業者は顧客に対して利益を最大限にすることを目標に履行しなければならず、顧客の資産状況、取引経験、知識等、取引目的を把握し、当該顧客にふさわしい金融商品の販売、推奨等を行うべきとしています。

(イ) 適切○

金融事業者が各々の立場に応じて原則を実践するための行動を判断する「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しています。

(ウ) 不適切×

金融事業者は本原則を採択する場合、策定した業務運営に関する方針を策定・公表したうえで、その取組状況を定期的に公表するとともに定期的に見直す必要があります。

(エ) 適切○

金融事業者が本原則を採択した上で、自らの状況等に照らして一部の原則を実施しないことが適切と判断したときは、その実施しない理由や代替策を十分に説明することが求められています。

したがって正解は、3

【第2問】下記の(問3)~(問6)について解答しなさい。

問3

下記<資料>は、2022年4月28日時点の室井さん夫婦(隆雄さんと美也子さん)のMV銀行(日本国内に本店のある普通銀行)における金融資産(時価)の一覧表である。この時点においてMV銀行が破綻した場合に、預金保険制度によって保護される金融資産の金額に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。

<資料>

		室井 隆雄	室井 美也子
MV銀行 ab支店	普通預金	120万円	40万円
	定期預金(固定金利)	420万円	280万円
	投資信託	—	150万円
	財形貯蓄(定期預金)	380万円	—
MV銀行 cd支店	普通預金	20万円	10万円
	定期預金(変動金利)	—	60万円
	外貨預金	40万円	50万円

※隆雄さんおよび美也子さんはともに、MV銀行からの借入れはない。

※普通預金は決済用預金ではない。

※預金の利息については考慮しないこととする。

※MV銀行は過去1年以内に他行との合併等を行っていないこととする。

- ・ 隆雄さんの金融資産のうち、預金保険制度によって保護される金額は（ア）万円である。
- ・ 美也子さんの金融資産のうち、預金保険制度によって保護される金額は（イ）万円である。

【答え】

預金保険制度による保護対象の預金として、普通預金・定期預金・当座預金・貯蓄預金・通知預金等※その他には、定期集金・掛金・元本補填契約のある金銭信託・金融債(保護預り専用に限る)などがあります。

※確定拠出年金制度で運用されている預金も、普通預金などと同様に、預金商品は預金保険制度による保護の対象となります。

●対象外

外貨預金・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金等はとなり、投資信託も預金とは扱いません。

●利息のつかない決済用預金は全額保護です。

●決済用預金でない場合(利息ありの預金)

保護金額は 1,000 万円とその利子までとなります。

また、個人事業主が事業用と個人の預金を分けていたとしても同一人物の預金として扱います。

(ア)

隆雄さん

MV銀行(ab支店)普通預金120万円+定期預金420万円+財形貯蓄380万円
+MV銀行(cd支店)普通預金20万円=940万円

※外貨預金は対象外です。

(イ)

美也子さん

MV銀行(ab支店)普通預金40万円+定期預金280万円+投資信託150万円
+MV銀行(cd支店)普通預金10万円+定期預金60万円=390万円

※外貨預金は対象外です。

したがって正解は、(ア) 940 (イ) 390

問4

財形貯蓄制度に関する下表の空欄(ア)~(エ)にあてはまる数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ数値を何度選んでもよいこととする。

	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
契約締結の年齢要件	満（ ア ）歳未満	満**歳未満
積立期間	**年以上の期間にわたり、毎月定期的に積立	（ イ ）年以上の期間にわたり、毎月定期的に積立。ただし、積立期間中の住宅購入に際しては、一定の要件で払出可
非課税の限度額	[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計**万円まで [保険型] 払込保険料累計額385万円まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して払込保険料累計額（ ウ ）万円まで	[貯蓄型] 財形年金貯蓄と合算して元利合計**万円まで [保険型] 財形年金貯蓄と合算して払込保険料累計額**万円まで
目的外の払戻時の原則的取扱い	[貯蓄型] 過去**年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分すべてが一時所得扱いとなる	[貯蓄型] 過去（ エ ）年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分について、所得税および住民税が源泉徴収される

※問題作成の都合上、一部を「**」としている。また、復興特別所得税は考慮していない。

<語群>

1 5 10 20 50
55 60 500 550 600

【答え】

(ア)

財形年金貯蓄の申し込みは55歳未満の勤労者であることが条件で1人1契約に限られます。

(イ)

財形住宅貯蓄の契約要件は、積立期間は5年以上である必要があります。

(ウ)

保険などの商品の場合は、払込額385万円までが非課税となり、財形年金貯蓄の財形住宅貯蓄と合わせて、貯蓄残高550万円まで利子等に税金がかかりません。

(エ)

財形住宅貯蓄の財形型の商品について、目的外の払い戻しを受けた場合、5年間に遡って課税されます。

したがって正解は、

(ア)55歳未満

(イ)5年以上

(ウ)550万円

(エ)5年間

問5

長谷川さんは、保有しているRM投資信託(追加型国内公募株式投資信託)の収益分配金を2022年2月に受け取った。RM投資信託の運用状況が下記〈資料〉のとおりである場合、収益分配後の個別 元本として、正しいものはどれか。

〈資料〉

[長谷川さんが保有するRM投資信託の収益分配金受取時の状況]

収益分配前の個別元本：15,750円

収益分配前の基準価額：16,500円

収益分配金：1,000円

収益分配後の基準価額：15,500円

1. 15,000円
2. 15,500円
3. 15,750円
4. 16,500円

【答え】

投資信託の分配金には、普通分配金と元本払戻金(特別分配金)の2つがあります。普通分配金は、20%(復興特別所得税0.315%は考慮せず)の源泉徴収がされますが、元本払戻金(特別分配金)は、非課税です。

普通分配金は利益が出た部分なので、課税されますが、元本払戻金は、自分が資金が戻ってきているので、非課税となります。

[本問の場合]

収益分配金支払前の個別元本:15,750円

収益分配金支払前の基準価額:16,500円

収益分配金:1,000円

収益分配金後の基準価額:15,500円

●収益分配金支払後の基準価額が、受益者の個別元本よりも高い場合、分配金は普通分配金として課税対象となります。

収益分配金支払前の個別元本:15,750円で収益分配金後の基準価額:15,500円であることから、分配金の1,000円のうち差額である250円(15,750円-15,500円)が元本払戻金で、残り750円(1,000円-250円)が普通分配金であることが分かります。

・収益分配金落ち後の個別元本=収益分配金支払前の個別元本-元本払戻金

・収益分配金支払後の個別元本=15,750円-250円=15,500円

したがって正解は、2

問6

大下さんは、少額の資金で多額の取引ができるデリバティブ取引に興味を持ち、FPの有馬さんに株価指数先物取引の仕組みについて質問をした。FPの有馬さんが下記〈取引例〉に基づいて説明した内容の空欄(ア)~(エ)にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、手数料や税金等については考慮しないものとする。

〈取引例〉

銘柄：日経225先物 2022年3月限 取引単位1,000倍

取引内容	取引日	取引種類	取引数	取引単価
新規取引	2022年1月12日	買建	2枚	31,000円
決済取引	2022年1月27日	転売	2枚	31,500円

FPの有馬さんの説明

〈取引例〉の場合、資金決済は決済取引時に（ア）円の（イ）となります。このように、株価指数先物取引では、新規取引と決済取引のそれぞれで多額の資金決済を必要とせず、決済取引時に差金決済できることから、少額の資金で多額の取引ができる（ウ）効果があるといえます。なお、新規取引から決済取引までの間は、担保金として（エ）を差し入れる必要があります。

1. (ア) 1,000,000 (イ) 支払い (ウ) バイアス (エ) 供託金
2. (ア) 1,000,000 (イ) 受取り (ウ) レバレッジ (エ) 証拠金
3. (ア) 1,000 (イ) 支払い (ウ) バイアス (エ) 供託金
4. (ア) 1,000 (イ) 受取り (ウ) レバレッジ (エ) 証拠金

【答え】

先物取引とは、将来のあらかじめ決められた期日(満期日)に、現時点で取り決めた価格と数量を、売買することを約束する取引のこと。

簡単にいうと、先物とは、先に物の値段を決めてしまうことです。

将来の価格は分かりませんが、将来の価格を予想して先に物の値段を決め予約して購入すること、または売却することを先物取引と言います。

また、(ウ)レバレッジ効果があります。

(エ)証拠金を預けることで、証拠金の何倍もの取引を可能とします。

本問の先物の取引単位は、1,000倍と資料に記載があります。

新規単位→ $31,000\text{円} \times 2\text{枚} \times 1,000\text{倍} = 62,000,000\text{円}$

決済単位→ $31,500\text{円} \times 2\text{枚} \times 1,000\text{倍} = 63,000,000\text{円}$

$63,000,000\text{円} - 62,000,000\text{円} = \text{(ア)}1,000,000\text{円}$

この差益1,000,000円が(イ)受取りとなります。

したがって正解は、

(ア)1,000,000 円

(イ)受取り

(ウ)レバレッジ効果

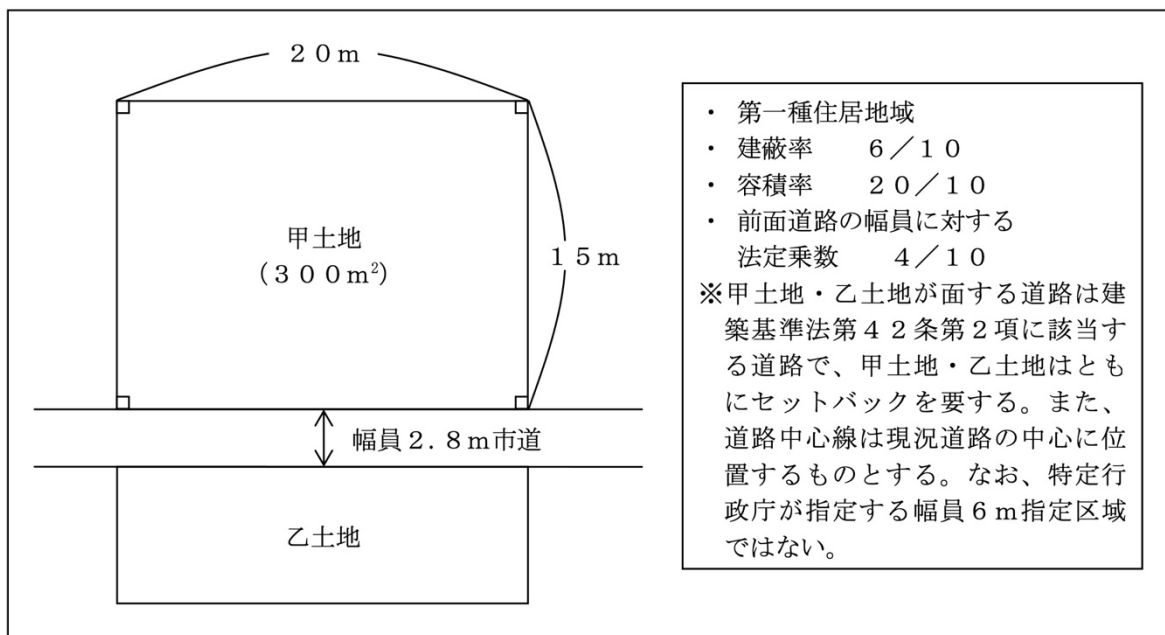
(エ)証拠金

【第3問】下記の(問7)~(問10)について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記〈資料〉の甲土地に建物を建てる場合の建築面積の最高限度を計算しなさい。なお、〈資料〉に記載のない条件については一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと(解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること)。

〈資料〉



【答え】

[建築面積の上限の計算式]

・建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率

[2項道路とセットバック]

・幅員が4m未満の道路で、建築基準法が施行された時すでに存在し、特定行政庁の指定により例外として認められている道路を2項道路といいます。

・セットバック

2項道路は、道路の中心線から2m後退した線が、道路の境界線とみなされます。

セットバックで後退する距離は、現在の道路幅に対して、4mに足りない分の幅員、2分の1です。

[本問の場合]

セットバックで後退する距離 $= (4\text{m} - 2.8\text{m}) \div 2 = 0.6\text{m}$

甲土地の面積 $= 20\text{m} - (15\text{m} - 0.6\text{m}) = 288\text{m}^2$

建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率

建築面積の上限 $= 288\text{m}^2 \times 6/10 = 172.8\text{m}^2$

したがって正解は、172.8

問 8

下記〈資料〉は、大垣一郎さんが所有する土地の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、〈資料〉に記載のない事項は一切考慮しないこととする。

〈資料〉

権利部 (乙区) (***)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成22年11月15日 第9△457号	原因 平成22年11月15日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年1.275% (年365日日割計算) 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 ○○区△△三丁目××番○号 青山二郎 抵当権者 ××区○○一丁目□番□号 株式会社PK銀行 共同担保 目録(×)第734□号

※問題作成の都合上、一部を「***」としている。

(ア)登記事項証明書は、法務局などにおいて手数料を納付すれば、誰でも交付の請求をすることができる。

(イ)この土地には株式会社PK銀行の抵当権が設定されているが、別途、ほかの金融機関が抵当権を設定することも可能である。

(ウ)上記〈資料〉から、抵当権の設定当時、青山二郎さんがこの土地の所有者であったことが確認できる。

(エ)青山二郎さんが株式会社PK銀行への債務を完済すると、当該抵当権の登記は自動的に抹消される。

【答え】

(ア) 適切○

不動産登記記録は、法務局(登記所)で登記事項証明書の交付申請をすれば、誰でも記載事項は確認できます。

(イ) 適切○

抵当権は同じ不動産に対して複数設定することが可能です。

(ウ) 不適切×

権利部 権利に関する事項
甲区:所有権に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区:所有権以外の権利に関する事項 →抵当権・借地権・賃借権などを記載

所有権に関する登録事項は、権利部甲区に記載されていますので、権利部乙区のための資料では確認することはできません。

(エ) 不適切×

債務を完済した場合でも自動的に、抹消されず、抹消登録を行う必要があります。

問9

公的な土地評価に関する下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

価格の種類	公示価格	基準地標準価格	固定資産税評価額	相続税路線価
所管	(ア)	都道府県	市町村(東京23区は東京都)	国税庁
評価割合	—	—	公示価格の(イ)程度	公示価格の**%程度
目的	- 一般の土地取引の指標 - 公共事業用地の適正補償額の算定基準	- 国土利用計画法による土地取引の適正かつ円滑な実施 - 一般の土地取引の指標	固定資産税等の課税のため	相続税や(ウ)の課税のため

※問題作成の都合上、一部を「**」としている。

1. (ア) 国土交通省 (イ) 70% (ウ) 贈与税
2. (ア) 国土交通省 (イ) 80% (ウ) 贈与税
3. (ア) 内閣府 (イ) 80% (ウ) 不動産取得税
4. (ア) 内閣府 (イ) 70% (ウ) 不動産取得税

【答え】

	公示価格	基準値標準 価格	相続税評価額	固定資産税 評価額
発表機関	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村
基準日	毎年 1月1日	毎年 7月1日	毎年 1月1日	毎年 1月1日 3年毎見直 し
発表時期	3月下旬	9月下旬	7月下旬	3月下旬
評価水準	—	公示価格 100%	公示価格 80%	公示価格 70%

(ア)

公示価格は国土交通省が公表します。

(イ)

固定資産税評価額は、公示価格の70%を目安に設定されます。

(ウ)

相続税路線価は、相続税や贈与税の算出する基礎となるものです。

したがって正解は、

(ア) 国土交通省

(イ) 70%

(ウ) 贈与税

問10

杉山さんは、9年前に相続により取得し、その後継続して居住している自宅の土地および建物の売却を検討している。売却に係る状況が下記〈資料〉のとおりである場合、所得税における課税長期譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、〈資料〉に記載のない事項は一切考慮しないこととする。

〈資料〉

- ・ 取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。
- ・ 譲渡価額（合計）：6,600万円
- ・ 譲渡費用（合計）：240万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

1. 3,600万円
2. 3,360万円
3. 3,270万円
4. 3,030万円

【答え】

『不動産の譲渡所得』

・長期譲渡所得

譲渡した不動産の所有期間が、譲渡した年の1月1日現在5年を超える場合

・短期譲渡所得

譲渡した不動産の所有期間が、5年以下の場合

本問では、「9年前に相続により取得し」とありますので、長期譲渡所得となります。

『分離課税とされる譲渡所得の計算式』

譲渡所得(長期・短期)＝

総収入金額(譲渡所得)－(取得費＋譲渡費用)－ 特別控除額

・取得費は【取得にかかった金額＋設備費＋改良費－減価償却費】

・取得費が不明な場合や実際の取得費が収入金額の5%より少ない場合は、
収入金額の5%を取得費とすることができます。(概算取得費)

※本問では取得費が不明なため、収入金額の5%を取得費とします。

※本問の資料により3,000万円特別控除が適用されます。

$$\begin{aligned}\text{課税長期譲渡所得} &= 6,600\text{万円} - (6,600\text{万円} \times 5\% + 240\text{万円}) - 3,000\text{万円} \\ &= 3,030\text{万円}\end{aligned}$$

したがって正解は、3,030万円

【第4問】下記の(問11)～(問14)について解答しなさい。

問11

飯田敬介さん(61歳)が保険契約者(保険料負担者)および被保険者として加入している生命保険(下記<資料>参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、敬介さんはこれまでに<資料>の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料/保険証券1>

無配当定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××-××××××	
保険契約者	飯田 敬介 様 1960年9月29日生 男性	保険契約者印 	◇契約日 1995年11月1日
被保険者	飯田 敬介 様 1960年9月29日生 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	死亡保険金 飯田 唯 様 (妻)	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 30年間
			◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
終身保険金額 (主契約保険金額)		300万円	
定期保険特約保険金額		2,000万円	
三大疾病保障定期保険特約保険金額		1,000万円	
災害割増特約保険金額		2,000万円	
災害入院特約	入院5日目から	日額	5,000円
疾病入院特約	入院5日目から	日額	5,000円
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の 10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。			
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。			
		毎回 △△, △△△円	
		[保険料払込方法] 月払い	

<資料／保険証券２>

保険種類 終身医療保険		保険証券記号番号 ○○－○○○○○	
保険契約者	飯田 敬介 様 1960年9月29日生 男性	保険契約者印 	◇契約日 2010年4月1日 ◇保険期間 終身 ◇保険料払込期間 終身
被保険者	飯田 敬介 様 1960年9月29日生 男性		
受取人	給付金 飯田 敬介 様 死亡保険金 飯田 唯 様（妻）	受取割合 10割	
◇ご契約内容			
給付金・保険金の内容	給付日額・保険金額		保険期間
入院給付金	日額 5,000円 ＊病気やケガで2日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて1日目より支払います。 ＊同一事由の1回の入院給付金支払い限度額は60日、通算して1,000日となります。		終身
手術給付金	給付日額 入院給付金日額×10・20・40倍 ＊所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて、手術給付金（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）を支払います。		
介護給付金	一時金 120万円 終身介護年金 60万円 ＊公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたときに一時金および第1回の介護年金を支払います。第2回以後の介護年金については、第1回の介護年金の年単位の応当日に支払事由に該当している限り支払います。		
死亡・高度障害保険金	保険金 20万円 ＊死亡または所定の高度障害となった場合に支払います。		
◇保険料の内容		◇その他付加されている特約	
払込保険料合計 ×,×××円 払込方法（回数） : 年12回 払込期月 : 毎月		保険料口座振替特約 ＊以下余白	

- ・ 敬介さんが現時点で、ケガで36日間入院し（手術は受けていない）、その後「要介護2」の状態に認定された場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の給付初年度の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 敬介さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 敬介さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

※約款所定の手術は無配当定期保険特約付終身保険および終身医療保険ともに該当するものである。

【答え】

(ア)

〈資料/保険証券1〉

・災害入院特約 日額 5,000 円×(36 日-4 日)=16 万円

※災害入院特約は、ケガや交通事故・自然災害など不慮の事故による入院等が対象です。

※本問の〈資料/保険証券1〉により入院5日目から日額5,000円とありますので、入院4日目までは支払い対象外となりますので、入院日数は32日(36日-4日)となります。

〈資料/保険証券2〉

・入院給付金 日額 5,000 円×36 日=18 万円

・介護給付金(一時金) 120 万円

・介護給付金(終身介護年金) 60 万円

合計=214 万円

(イ)

〈資料/保険証券1〉

●三大疾病保障定期保険特約保険:1,000 万円

※三大疾病保障定期保険特約保険は、脳卒中・ガン・急性心筋梗塞になった場合に保険金が支払われます。

※本間の〈資料/保険証券1〉により入院5日目から日額5,000円とありますので、入院4日目までは支払い対象外となりますので、入院日数は38日(42日－4日)となります。

●疾病入金特約:19万円

(日額 5,000 円×38 日=19 万円)

●手術給付金:20 万円

(入院給付金日額 5,000 円×40 倍=20 万円)

〈資料/保険証券2〉

●手術給付金:20 万円

(入院給付金日額 5,000 円×40 倍=20 万円)

●疾病入金給付金:21万円

(日額 5,000 円×42 日=21 万円)

合計=1,080 万円

(ウ)

〈資料/保険証券1〉

- 終身保険:300万円
- 定期保険特約:2,000万円
- 三大疾病保障定期保険特約:1,000万円
- 災害割増特約:2,000万円

〈資料/保険証券2〉

死亡給付金:20万円

合計=5,320万円

したがって正解は、

(ア) 214 万円

(イ) 1,080 万円

(ウ) 5,320 万円

問12

西山忠一さんが2021年中に支払った定期保険特約付終身保険とがん保険の保険料は下記〈資料〉のとおりである。忠一さんの2021年分の所得税の計算における生命保険料控除額として、正しいものはどれか。なお、下記〈資料〉の保険について、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、2021年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

〈資料〉

[定期保険特約付終身保険（無配当）] 契約日：2011年3月1日 保険契約者：西山 忠一 被保険者：西山 忠一 死亡保険金受取人：西山 美香（妻） 2021年の年間支払保険料：99,840円	[がん保険（無配当）] 契約日：2012年12月1日 保険契約者：西山 忠一 被保険者：西山 忠一 死亡保険金受取人：西山 美香（妻） 2021年の年間支払保険料：67,560円
---	---

＜所得税の生命保険料控除額の速算表＞

[2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額]

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払金額
25,000円 超 50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超	50,000円

[2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払金額
20,000円 超 40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超	40,000円

（注）支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 76,890円
2. 81,890円
3. 86,850円
4. 91,850円

【答え】

平成24年1月1日(2012年)より生命保険料控除等の制度が変更になりました。従来は一般生命保険料控除と個人年金保険料控除でしたが新制度では、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3つになりました。

<旧制度>	
全体の所得控除限度額	(所得税 10万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)

<新制度>	
全体の所得控除限度額	(所得税 12万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●その他保険料	
生命保険料控除の対象外となる特約など	

この法改正により、生命保険料控除の上限は所得税 10 万円から 12 万円、住民税は 5 万円から 7 万円に変更されました。

本問では

●定期保険特約付終身保険は、2011年3月1日に契約しておりますので、〈所得税の生命保険料控除額の速算表〉の、2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額から計算します。

定期保険特約付終身保険99,840円を支払っています。

$$99,840円 \times 1/4 + 25,000円 = 49,960円$$

●がん保険(無配当)は、2012年12月1日に契約しておりますので、〈所得税の生命保険料控除額の速算表〉の、2012年1月1日以前に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額から計算します。

がん保険(無配当)67,560円を支払っています。

$$67,560円 \times 1/4 + 20,000円 = 36,890円$$

●西山忠一さんが受けられる生命保険料控除は、
 $49,960円 + 36,890円 = 86,850円$

したがって、正解は3. 86,850円

問13

株式会社LPの専務取締役の関根さんが任期満了で退職した場合、同社の役員退職慰労金規程に基づき受け取ることができる役員退職慰労金の金額を計算しなさい。なお、解答は以下の〈前提条件〉および〈資料〉に基づくものとし、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

〈前提条件〉

- ・ 入社時年齢：35歳
- ・ 退職時年齢：70歳（役員在任年数35年間）
- ・ 入社から退職までの役位は継続して専務取締役
- ・ 退職時の最終報酬月額：60万円

〈資料:株式会社LPの役員退職慰労金規程〉

〔役員退職慰労金規程〕（抜粋）

第1条（総則）

この規程は退任した取締役または監査役（以下「役員」という）の役員退職慰労金および弔慰金について定めるものである。

第2条（退任の定義）

退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

- ①辞任
- ②任期満了
- ③解任
- ④死亡

第3条（金額の算定）

役員退職慰労金の算定は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、役位別係数を乗じて算出した額（以下の式）の合計額とする。

$$\text{最終報酬月額} \times \text{役員在任年数} \times \text{功績倍率(役位別係数)} = \text{役員退職慰労金}$$

役位別係数

代表取締役	3.0
専務取締役	2.4
常務取締役	2.2
取締役	2.0
監査役	1.5

—以下省略—

【答え】

役員に対する退職金のうち、不相当に高額な部分の金額については、税務上の経費に計上することはできませんので、損金不算入となります。この不相当に高額な部分の金額は、「その法人の業務に従事した期間」「退職の事情」「同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職金の支給状況」などを勘案して判定すると規定されていますが、具体的な計算方法までは定められていません。そこで、役員退職金の計算の実務においては、功績倍率法によって計算する方法が一般的に行われています。

[役員退職慰労金の計算方法]

役員退職慰労金=最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率(役位別係数)

※本問では、前提条件の部分で、「入社から退職までの役位は継続して、専務取締役」とあるので、役位別係数より「専務取締役 2.4」とありますので、功績倍率は2.4となります。

役員退職慰労金=60万円×35年×2.4=5,040万円

したがって正解は、5,040万円

問14

下記<資料>に基づき、山根さんが契約している普通傷害保険について、FPの安藤さんの次の説明の空欄(ア)~(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととし、他の保険金の支払い要件はすべて満たしているものとする。

普通傷害保険証券

証券番号 ××-×××××

ご契約者	被保険者（保険の対象となる方）
山根 隆 様	山根 隆 様

保険期間（保険のご契約期間） 2022年3月15日 午後4時から 2023年3月15日 午後4時まで	保険料 △△,△△△円 保険料払込方法 月払い（12回払い）
--	---

◆ご契約内容

給付項目	保険金額
傷害死亡保険金額	10,000,000円
傷害後遺障害保険金額 (後遺障害の程度により保険金額の4%~100%)	10,000,000円
傷害入院保険金日額	1日につき 5,000円 (入院1日目から補償)
傷害手術保険金額	入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	1日につき 2,000円

◆適用特約

天災危険補償特約（地震・噴火・津波危険を補償）

◆その他の補償

個人賠償責任特約	日常生活での賠償事故を補償 支払限度額：（1事故）1億円
----------	-----------------------------------

◆傷害後遺障害の等級ごとの保険金額表

等級	保険金	等級	保険金	等級	保険金
第1級	10,000,000円	第6級	5,000,000円	第11級	1,500,000円
第2級	10,000,000円	第7級	4,200,000円	第12級	1,000,000円
第3級	10,000,000円	第8級	3,400,000円	第13級	700,000円
第4級	6,900,000円	第9級	2,600,000円	第14級	400,000円
第5級	5,900,000円	第10級	2,000,000円		

- ・「山根さんが就寝中に発生した地震で、倒れてきたタンスの下敷きになり、腕を骨折して10日間病院に通院治療した場合、受け取れる保険金は（ ア ）です。」
- ・「山根さんが工作中的の事故でケガを負い、その日から20日間病院に入院した場合（手術は受けていない）、受け取れる保険金は（ イ ）です。」
- ・「山根さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は（ ウ ）です。」
- ・「山根さんの飼い犬が近所の子どもにかみついてケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害に対して支払われる保険金の限度額は（ エ ）です。」

<語群>

- | | | | |
|----------|-------------|----------|----------|
| 1. 0円 | 2. 2万円 | 3. 4万円 | 4. 5万円 |
| 5. 10万円 | 6. 420万円 | 7. 500万円 | 8. 590万円 |
| 9. 690万円 | 10. 1,000万円 | 11. 1億円 | |

【答え】

保険種類	補償内容
普通傷害保険	国内外を問わず、日常生活での急激、偶然、外来の事故による損害を補償。 ※業務中の傷害も補償対象となる。 ※病気や細菌性食中毒は対象外

(ア)

傷害通院保険金日額(1日目から保障)

日額2,000円×10日=2万円

(イ)

傷害入院保険金日額

日額5,000円×10日=10万円

(ウ)

傷害後遺障害保険金

資料:傷害後遺障害の等級ごとの保険金額表より

第6級保険金=500万円

(エ)

個人賠償責任特約

資料より1事故最高1億円

したがって正解は、

(ア) 2

(イ) 5

(ウ) 7

(エ) 11

【第5問】下記の(問15)~(問18)について解答しなさい。

問15

飲食店を営む個人事業主の柴田さんは、2020年7月に乗用車(新車)を購入し、その日から2021年12月まで引き続き事業の用に供している。購入した乗用車に関する内容が以下のとおりである場合、柴田さんの2021年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、柴田さんは個人事業の開業年(2015年)において、車両の減価償却方法として定率法を選択している。また、償却保証額は考慮しないこととし、計算過程および計算結果において、円未満の端数が生じたときは、これを切り上げること。

<乗用車に関する内容>

資産名	取得年月	法定耐用年数	取得価額	事業専用割合
乗用車	2020年7月	6年	3,500,000円	100%

<定率法による償却率等>

法定耐用年数	定率法の償却率
6年	0.333

1. 583,334円
2. 777,389円
3. 971,445円
4. 1,165,500円

【答え】

減価償却費とは、企業が設備投資などで購入した資産の支出を、長期的に分割し経費として支出することです。

[減価償却の計算方法]

- ・定率法…資産の経年により、経年時の価値によって一定の割合で減価償却を行う方法で、年々償却額は安くなる。

- ・定額法…毎年、一定額を計上する。

※計算方法を特に指定しない場合には定額法となりますが、本問では、定率法を選択しています。

『計算式』

減価償却費=取得価額×償却率×事業で使用した月/12ヶ月

[本問の場合]

柴田さんの乗用車は、2020年に6ヶ月(2020年7月に新車を購入)、2021年に12ヶ月使用していますので、2020年分の未償却分を計算し、2021年の減価償却を計算します。

2020年の減価償却費=350万円×0.333×6ヶ月/12ヶ月=582,750円

2020年の未償却残高=350万円-582,750円=2,917,250円

2021年の減価償却費=2,917,250円×0.333×12ヶ月/12ヶ月=971,444.25円→971,445円(円未満切り上げ)

したがって正解は、3

問16

退職所得に関する次の(ア)~(ウ)の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)障害者になったことを直接の原因として勤続年数10年で退職した場合の退職所得控除額は、「40万円×勤続年数」により計算した額に50万円を加えた金額となる。

(イ)退職所得控除額を計算する際の勤続年数に1年未満の端数があるときには、その端数は切り上げて勤続年数に含めて計算する。

(ウ)退職所得の金額は、役員の場合でもその在任(勤続)年数に関わらず、退職一時金の額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する額となる。

【答え】

(ア) 不適切×

[退職所得控除額の計算式]

勤続年数 20 年以下:40 万円×勤続年数(80 万円以下は 80 万円)

勤続年数 20 年超:800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)

※勤続年数 1 年未満の端数は 1 年に切り上げます。

障害者になったことが直接の原因で退職した場合には、退職所得控除額からさらに100万円が加算されます。

(イ) 適切○

退職所得控除額を計算する際に、勤続年数が1年未満の端数は1年に切り上げます。

(ウ) 不適切×

[役員等の勤続年数が 5 年以下のものに対する退職所得等]

通常退職所得=(収入金額-退職所得控除額)×1/2 で計算されますが、特定役員退職手当等について退職所得の金額の計算は、以下で求めます。

特定役員退職手当等の収入金額-退職所得控除額=退職所得の金額

※通常退職所得の計算から「1/2」がなくなります。

問17

会社員の明石さんが2021年に支払った保険料等は下記のとおりである。この場合の明石さんの2021年分の所得税における社会保険料控除額を計算しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

保険料等の種類	支払金額（年額）（※1）
健康保険料	1 7 万円
介護保険料（※2）	3 万円
厚生年金保険料	3 3 万円
雇用保険料	1 万円
企業型確定拠出年金の マッチング拠出の掛金	5 万円
確定給付企業年金の 加入者拠出掛金	1 2 万円

（※1）いずれも明石さんの給与明細および賞与明細に記載された給与および賞与から控除された保険料等の年額であり、会社負担額を含まない。

（※2）介護保険法の規定による介護保険料である。

【答え】

社会保険料控除とは、社会保険料(国民年金・国民健康保険・健康保険・厚生年金保険など)を納めたとき、または配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことです。

[本問の場合]

健康保険料:17万円

介護保険料:3万円

厚生年金保険料:33万円

雇用保険料:1万円

社会保険料控除額の合計=54万円

※確定拠出年金の掛金は、全額、小規模企業共済等掛金控除の対象

※確定給付企業年金の加入者本人が負担した掛金は、生命保険料控除の対象

したがって正解は、54万円

問18

会社員の福岡さんは、2021年中に下記の配当の支払いを受けた。配当所得についてすべて総合課税による確定申告を選択した場合、福岡さんの2021年分の所得税における配当控除の金額として、正しいものはどれか。なお、福岡さんの所得は給与所得、配当所得のみであり、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<福岡さんが2021年中に受け取った配当等>

銘柄	配当等の金額 (税引前)	左記の計算期間	備考
株式会社WA	350,000円	12ヵ月	内国法人の上場株式から生じた利益剰余金の配当
株式会社WB	250,000円	12ヵ月	内国法人の非上場株式から生じた利益剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。

<福岡さんの給与所得、所得控除額>

給与所得	1,200万円
所得控除額	210万円

<配当控除の控除率>

	課税総所得金額等	控除率
①	その年分の課税総所得金額等が1,000万円以下である場合	10%
②	その年分の課税総所得金額等が1,000万円を超え、かつ、課税総所得金額等から配当所得の金額を差し引いた金額が1,000万円以下である場合	課税総所得金額等1,000万円以下の部分の配当所得：10% 課税総所得金額等1,000万円超の部分の配当所得：5%
③	その年分の課税総所得金額等から配当所得の金額を差し引いた金額が1,000万円を超える場合	5%

1. 25,000円
2. 30,000円
3. 35,000円
4. 55,000円

【答え】

[課税総所得が1,000万円以下の場合の配当控除額の計算式]

配当控除額=配当所得×10%

[課税総所得が1,000万円を超えた場合の配当控除額の計算式]

配当控除額=イ×10%+ロ×5%

イ=配当所得金額-(課税総所得金額-1,000万円)

ロ=配当所得金額-イ

『本問の場合』

給与所得金額:1,200万円

配当所得金額:60万円(35万円+25万円)

総所得金額=1,200万円+60万円=1,260万円

課税総所得金額=1,260万円-所得控除額210万円=1,050万円

●計算方法

配当控除額=イ×10%+ロ×5%

イ=配当所得金額-(課税総所得金額-1,000万円)

ロ=配当所得金額-イ

イ=60万円-(1,050万円-1,000万円)=10万円

ロ=60万円-10万円=50万円

配当控除額={60万円-(1,050万円-1,000万円)}×10%+(60万円-10万円)×5%=3.5万円

したがって正解は、3

【第6問】下記の(問19)～(問22)について解答しなさい。

問19

下記の相続事例(2022年4月15日相続開始)における相続税の課税価格の合計額を計算しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。また解答に当たっては解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額>

土地：1,000万円(「小規模宅地等の評価減の特例」適用後)

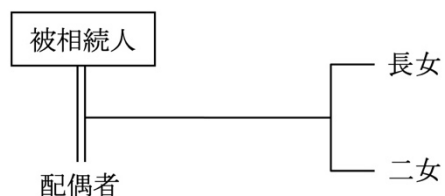
建物：500万円

現預金：1,000万円

死亡保険金：2,500万円(生命保険金等の非課税限度額控除前)

債務および葬式費用：300万円

<親族関係図>



※「小規模宅地等の評価減の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もいない。

※債務および葬式費用は被相続人の配偶者がすべて負担している。

【答え】

●死亡保険金の非課税限度額

相続人が死亡保険金を受け取った時は、限度額までが非課税となります。

[計算式]

非課税限度額=500万円×法定相続人の数

・法定相続人

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

[血族相続人]

順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	第1順位の子がいない場合、父母へ、 父母がいない場合は 祖父母へと引き継ぐ
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がいない場合

本問では、配偶者、長女、次女の3人です。

・非課税限度額=500万円×3人=1,500万円

・相続税の課税価格に算入する金額=死亡保険金2,500万円-1,500万円
=1,000万円

●相続税の課税価格

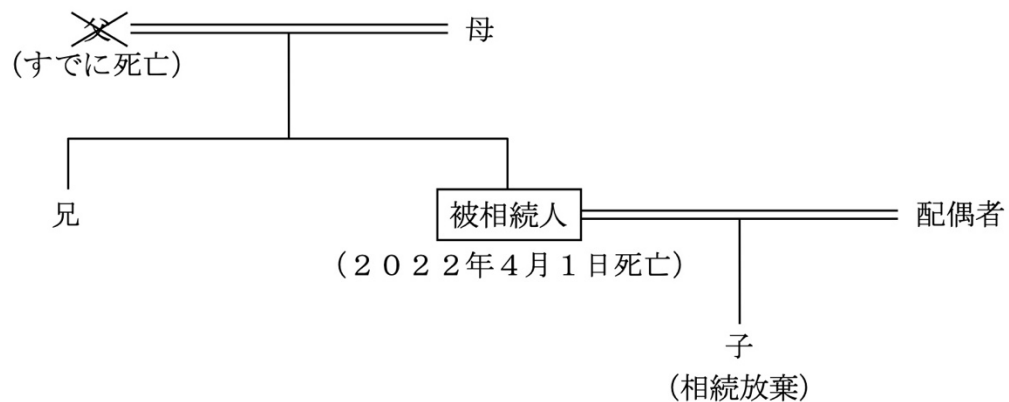
相続税の課税価格=相続による取得財産+みなし相続財産-債務控除額
1,000万円+500万円+1,000万円+1,000万円-300万円=3,200万円

したがって正解は、3,200(万円)

問20

下記〈親族関係図〉の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。

〈親族関係図〉



[各人の法定相続分と遺留分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は (ア)
- ・ 被相続人の兄の法定相続分は (イ)
- ・ 被相続人の母の遺留分は (ウ)

〈語群〉

なし	1/2	1/3	2/3	1/4
3/4	1/6	1/8	1/12	

【答え】

●法定相続人

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

●法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3	兄弟姉妹 第1,第2がいない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

●遺留分権利者

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

※相続人が複数の場合は、相続人の人数で分けます。

配偶者→法定相続分2/3 遺留分1/3(2/3×1/2)

母 →法定相続分1/3 遺留分1/6(1/3×1/2)

したがって正解は、

(ア)2/3

(イ)ない

(ウ)1/6

問21

相続税における「小規模宅地等の評価減の特例」に関する下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等※	400m ²	(ウ)%
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(ア)m ²	50%
貸付事業用宅地等※	(イ)m ²	

※特定事業用宅地等と貸付事業用宅地等については、一定の場合に該当しない限り、相続開始前3年以内に新たに（貸付）事業の用に供された宅地等を除く。

- 1.(ア)330 (イ)240 (ウ)70
- 2.(ア)330 (イ)200 (ウ)80
- 3.(ア)300 (イ)240 (ウ)70
- 4.(ア)300 (イ)200 (ウ)80

【答え】

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	(ア)330㎡	(ウ)80%
事業用	特定事業用宅地	(イ)400㎡	(ウ)80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	(ウ)80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

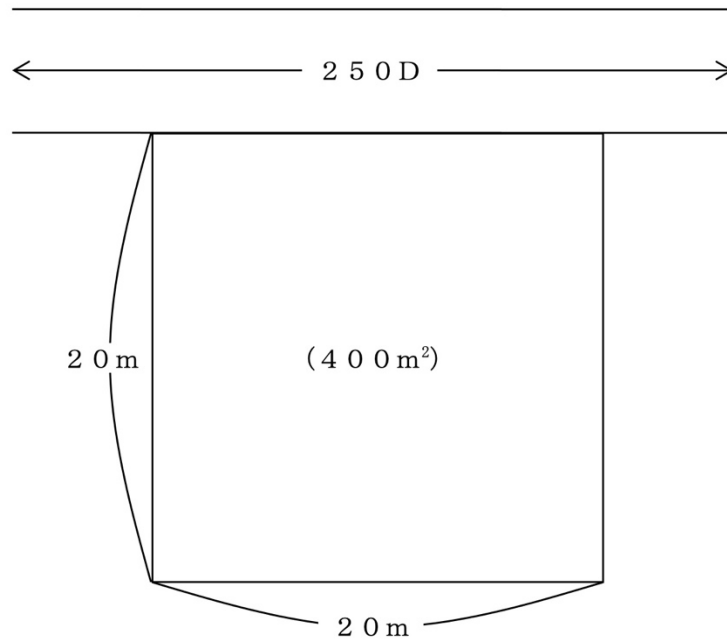
※特定居住用宅地と特定事業用宅地を併用する場合、合計730㎡まで適用可能。

したがって正解は、(ア)330 (イ)200 (イ)80

問22

下記〈資料〉の宅地(貸家建付地)に係る路線価方式による相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

〈資料〉



注1：奥行価格補正率 1.00

注2：借地権割合 60%

注3：借家権割合 30%

注4：この宅地には宅地所有者の所有する賃貸マンションが建っており、現在満室（すべて賃貸中）となっている。

注5：その他の記載のない条件は一切考慮しないものとする。

1. $250,000 \text{ 円} \times 1.00 \times 400 \text{ m}^2$
2. $250,000 \text{ 円} \times 1.00 \times 400 \text{ m}^2 \times 60\%$
3. $250,000 \text{ 円} \times 1.00 \times 400 \text{ m}^2 \times (1 - 60\%)$
4. $250,000 \text{ 円} \times 1.00 \times 400 \text{ m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$

【答え】

貸家建付地 →自己所有の土地に自己所有の 貸家が建っていること	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合× 借家権割合×賃貸割合)
---------------------------------------	--

資料より

- ・奥行価格補正率1.00
- ・借地権割合60%
- ・借家権割合30%
- ・賃貸割合100%(全て賃貸中)

●まず自用地評価額を求める。

$$\begin{aligned}\text{自用地評価額} &= \text{路線価} \times \text{奥行価格補正率} \times \text{敷地面積} \\ &= 250,000\text{円} \times 1.00 \times 400\text{m}^2\end{aligned}$$

※路線価図250Dは、250千円・借地権割合60%を意味します。

●貸家建付地評価額

$$\begin{aligned}&= \text{自用地評価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合}) \\ &= 250,000\text{円} \times 1.00 \times 400\text{m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%) \\ &= 82,000,000\text{円}\end{aligned}$$

したがって正解は、4

【第7問】下記の(問23)~(問25)について解答しなさい。

＜落合家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考(※)
落合 茂則	本人	1984年 6月22日	会社員
結花	妻	1985年 8月19日	会社員
勇人	長男	2009年10月 4日	中学生
優子	長女	2011年 6月11日	小学生

※備考欄は、2022年5月1日時点のものである。

＜落合家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2021	2022	2023	2024	2025
家族・ 年齢	落合 茂則	本人	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳
	結花	妻	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳
	勇人	長男	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
	優子	長女	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
ライフイベント				勇人 中学校 入学	自動車の 買い換え	優子 中学校 入学	勇人 高校入学
			変動率				
収入	給与収入(本人)	1%	387			(ア)	
	給与収入(妻)	1%	302				
	収入合計	—	689	696	703		717
支出	基本生活費	1%	218	220	222		227
	住居費	—	154	154	154		154
	教育費	—	70	90	80		90
	保険料	—	48	48	60	60	60
	一時的支出	—			300		
	その他支出	1%	50	51	51	52	52
	支出合計	—	540	563	867	590	583
年間収支			—	133	▲164	120	134
金融資産残高			1%	342		442	(イ)

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2021年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問23

落合家のキャッシュフロー表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

(ア)

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^{\text{N乗}}$

[本問の場合]

- ・基準年の基本生活費 387万円
- ・変動率 1%
- ・3年後

$387\text{万円} \times (1+1 \div 100)^3 = 398.71... \rightarrow 399\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

したがって正解は、(ア) 399 (万円)

問24

落合家のキャッシュフロー表の空欄(イ)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

(イ)

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^N$ 乗

[本問の場合]

- ・前年の金融資産残高442万円
- ・変動率1%
- ・1年間の年間収支 134万円

1年後の金融資産残高=442万円 $\times(1+1\div 100)^1$ 乗+134万円=580.42万円
→580万円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、(イ)580(万円)

問25

キャッシュフロー表を作成するうえでは、収入や支出などの変動率、金融資産の運用利回りの予測が重要である。運用利回り等の変動に影響を与える要因についての次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.外国為替相場が円高になると、輸入物価を押し上げる要因となり得る。
- 2.新発30年国債利回りは、国内長期金利の代表的な指標である。
- 3.変動金利型住宅ローンの適用金利については、短期プライムレートを基準とする金融機関が主流である。
- 4.消費者物価指数の算出では、消費税率の引上げがあっても増税分を差し引いて計算し、結果に影響しないようになっている。

【答え】

(ア) 不適切×

円安・外貨高は、円ベースの輸入価格の上昇要因となります。

円高・外貨安は、円ベースの輸入価格の下落要因となります。

(イ) 不適切×

長期金利とは、金融機関が1年以上の金利のことで、国内長期金利の代表的な指標は、10年国債利回りです。

(ウ) 適切○

プライムレートとは、優良企業に対して、資金を貸し出す際に適用する最優遇貸出金利のことです。1年未満を短期プライムレート、1年以上を長期プライムレートに分けられます。

変動金利は短期プライムレートによって連動していきます。

(エ) 不適切×

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等の総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。

よって、消費税率が引き上げられた場合、消費者物価指数も上がります。

したがって正解は、3

【第8問】下記の(問26)~(問28)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問26

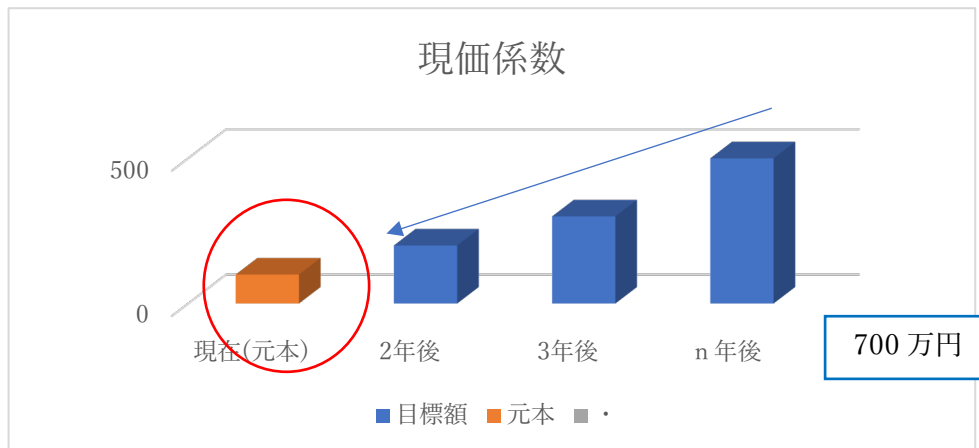
田中さんは、独立開業の準備資金として、15年後に700万円を準備したいと考えている。15年間、年利1.0%で複利運用する場合、現在いくら資金があればよいか。

【答え】

現価係数

一定利率の複利運用で、一定期間後に将来の目標金額に達するために必要な元本を求める

例: 年利1%で15年後に700万円用意するための一定金額は？



$$700\text{万円} \times 0.861 = 602.7\text{万円}$$

したがって正解は、6,027,000円

問27

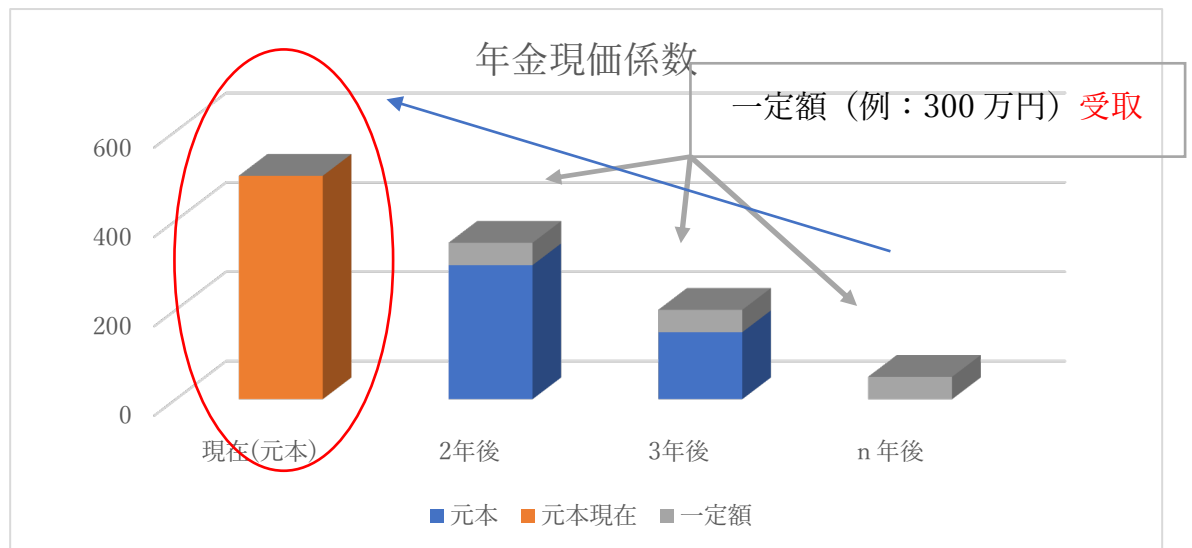
長岡さんは、老後の生活資金の一部として、毎年年末に300万円を受け取りたいと考えている。受取期間を20年間とし、年利1.0%で複利運用する場合、受取り開始時にいくら資金があればよいか。

【答え】

年金現価係数

一定期間にわたって複利運用し、毎年一定金額を受取るための現在必要な元本を求める

例:20年間にわたって300万円ずつ受取りたい。
年利1%とした場合、必要な元本は？



$$300\text{万円} \times 18.046 = 5,413.8\text{万円}$$

したがって正解は、54,138,000円

問28

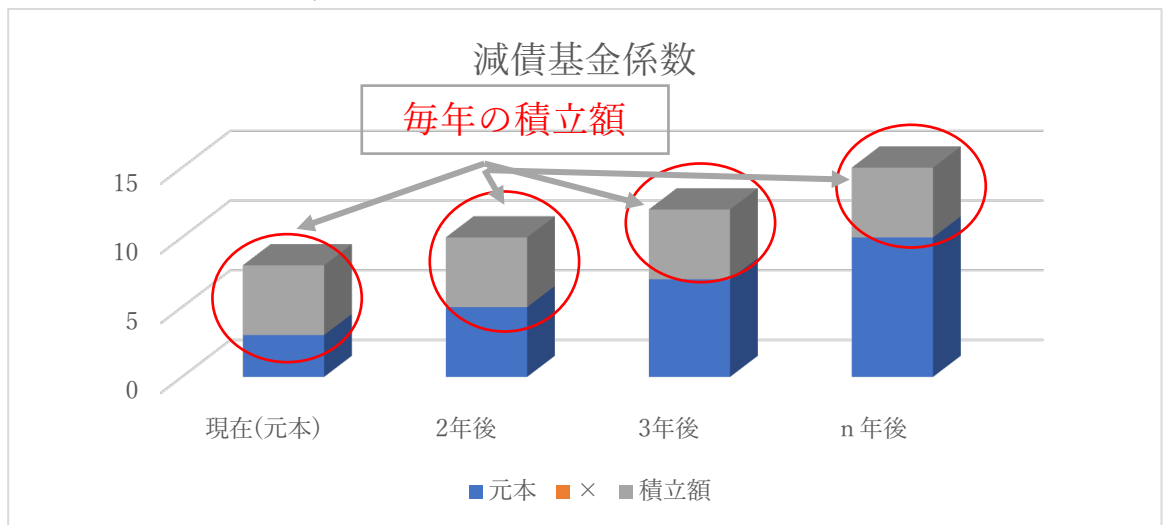
筒井さんは、移住するための資金として、20年後に1,200万円を準備したいと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【答え】

減債基金係数

一定期間後に一定金額を用意するための**毎年の積立額**を求める

例：年利1%で20年後に1,200万円を用意するために**毎年の積立**は？



$$1,200\text{万円} \times 0.045 = 54\text{万円}$$

したがって正解は、540,000円

【第9問】下記の(問29)～(問34)について解答しなさい。

＜設例＞

香川篤志さんは、民間企業に勤務する会社員である。篤志さんと妻の由美子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある大津さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2022年4月1日現在のものである。

〔家族構成〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
香川 篤志	本人	1975年11月 3日	46歳	会社員（正社員）
由美子	妻	1979年 8月30日	42歳	パートタイマー
勇樹	長男	2007年 2月22日	15歳	高校生

〔収入金額（2021年）〕

篤志さん：給与収入850万円。給与収入以外の収入はない。

由美子さん：給与収入95万円。給与収入以外の収入はない。

〔金融資産（時価）〕

篤志さん名義

銀行預金（普通預金）：150万円

銀行預金（定期預金）：400万円

由美子さん名義

銀行預金（普通預金）：20万円

銀行預金（定期預金）：200万円

〔住宅ローン〕

契約者：篤志さん

借入先：KM銀行

借入時期：2007年8月

借入金額：2,800万円

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：全期間固定金利型

返済期間：35年間

〔保険〕

定期保険A：保険金額2,500万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は篤志さん、
保険金受取人は由美子さんである。

火災保険B：保険金額2,000万円。地震保険付帯。保険の目的は自宅建物。保険期間は35
年（地震保険は1年）。保険契約者（保険料負担者）および保険金受取人は篤志
さんである。

問29

篤志さんは下記〈資料〉のKM銀行の外貨定期預金キャンペーンに関心を持っている。この外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額として、正しいものはどれか。

〈資料〉

- ・ 預入額 10,000米ドル
- ・ 預入期間 1ヵ月
- ・ 預金金利 6.0% (年率)
- ・ 為替レート (1米ドル)

	T T S	T T M (仲値)	T T B
満期時	112.00円	111.00円	110.00円

※利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月単位で計算すること。

※為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

※利息に対しては、米ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

※計算過程において、小数点以下の端数が発生した場合は、小数点以下第3位を四捨五入すること。

1. 1,152,800円
2. 1,124,480円
3. 1,105,500円
4. 1,104,400円

【答え】

[計算の手順]

- 1.満期時の利息額の計算
- 2.利息に対しての源泉徴収
- 3.満期時の外貨ベースの元利合計から円へ

・1ヶ月分の利息

$$10,000 \text{米ドル} \times 6.0\% \times 1 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} = 50 \text{米ドル}$$

・源泉徴収後の利息額

所得税・住民税として20%の税金がかかります。

$$50 \text{米ドル} \times (1 - 20\%) = 40 \text{米ドル}$$

・米ドル建て元利合計=10,000米ドル+40米ドル=10,040米ドル

・満期時のレート

円から外貨に換える時にはTTSを使用します。

外貨から円に換える時にはTTBを使用します。

TTB1米ドル 110.00円

$$10,040 \text{米ドル} \times 110.00 \text{円} = 1,104,400 \text{円}$$

したがって正解は、4. 1,104,400円

問30

篤志さんは、現在居住している自宅の住宅ローン(全期間固定金利型、返済期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし)の繰上げ返済を検討しており、FPの大津さんに質問をした。篤志さんが住宅 ローンを180回返済後に、100万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記<資料>を使用し、繰上げ返済額は100万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

<資料：香川篤志さんの住宅ローンの償還予定表の一部>

返済回数 (回)	毎月返済額 (円)	うち元金 (円)	うち利息 (円)	残高 (円)
180	103,125	59,998	43,127	19,107,829
181	103,125	60,133	42,992	19,047,696
182	103,125	60,268	42,857	18,987,428
183	103,125	60,404	42,721	18,927,024
184	103,125	60,540	42,585	18,866,484
185	103,125	60,676	42,449	18,805,808
186	103,125	60,812	42,313	18,744,996
187	103,125	60,949	42,176	18,684,047
188	103,125	61,086	42,039	18,622,961
189	103,125	61,224	41,901	18,561,737
190	103,125	61,362	41,763	18,500,375
191	103,125	61,500	41,625	18,438,875
192	103,125	61,638	41,487	18,377,237
193	103,125	61,777	41,348	18,315,460
194	103,125	61,916	41,209	18,253,544
195	103,125	62,055	41,070	18,191,489
196	103,125	62,195	40,930	18,129,294
197	103,125	62,335	40,790	18,066,959
198	103,125	62,475	40,650	18,004,484

1. 1年6ヵ月
2. 1年5ヵ月
3. 1年4ヵ月
4. 9ヵ月

【答え】

繰上げ返済すると、次回返済分(本問 180 回)から順に元金部分に充当されていきます。

＜資料＞から

180 回返済後の残高は 19,107,829 円とあります。

ここから 100 万円繰上げ返済したとすると、

繰上げ返済後の残高 $19,107,829 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = 18,107,829 \text{ 円}$

よって、18,107,829 円以上となっている返済回までは返済を完了することになります。

＜資料＞から

[計算式]

・196 回の繰上げ返済: $19,107,829 \text{ 円} - 18,129,294 \text{ 円} = 978,535 \text{ 円}$

・197 回の繰上げ返済: $19,107,829 \text{ 円} - 18,066,959 \text{ 円} = 1,040,870 \text{ 円}$

返済回数 196 回目の残高が 18,129,294 円で、196 回-180 回=16 回分が 978,535 円となり、100 万円以内で繰上げ返済分となり、元本の全額返済が可能となります。

全額返済された月の分だけ返済期間が短縮されるので、
短縮される返済期間=196 回-180 回=16 回(1 年 4 ヶ月)

したがって正解は、3. 1 年 4 ヶ月

問31

篤志さんは、つみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)とiDeCo(個人型確定拠出年金)についてFPの大津さんに質問をした。大津さんがつみたてNISAとiDeCoの概要を説明する際に使用した下表の空欄(ア)~(エ)に入る適切な数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<つみたてNISAとiDeCoの概要>

	つみたてNISA	iDeCo
年間投資・拠出限度額	新規投資額で毎年（ ア ）万円	企業年金がない会社員 27.6 万円、自営業者（ イ ）万円（国民年金基金掛金等との合算）など、加入者の区分によって異なる
税制	・ 所得控除の適用はない ・ 最長（ ウ ）年間、運用益が非課税	・ 掛金全額が所得控除の対象となる ・ 運用益は非課税 ・ 受取方法により、退職所得控除または公的年金等控除の対象となる
運用資金の引出し	いつでも引出し可	原則（ エ ）歳までは引出しができない
運用対象	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託、ETF	定期預金、生命保険、投資信託等

<語群>

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 1. 20 | 2. 24 | 3. 30 | 4. 40 |
| 5. 60 | 6. 65 | 7. 70 | 8. 80 |
| 9. 81.6 | 10. 100 | 11. 120 | |

【答え】

●つみたてNISA

2018年1月からスタートし、長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です。

年間非課税投資枠は、(ア)40万円、非課税期間は(ウ)20年間です。

購入可能な商品は、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

●個人型確定拠出年金(iDeCo)

・自営業者などの国民年金の第1号被保険者の場合掛金上限は(イ)年額816,000円

・運用資金は、原則(エ)60歳まで引き出すことはできません。

したがって正解は、

(ア)4

(イ)9

(ウ)1

(エ)5

問32

下記<資料>を基に、篤志さんの自宅に係る年間の地震保険料を計算しなさい。篤志さんの自宅は大阪府にあるロ構造の一戸建てで、地震保険の保険金額は、2022年4月1日現在の火災保険の保険金額に基づく契約可能な最大額である。なお、地震保険料の割引制度は考慮外とする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料：年間保険料例（地震保険金額100万円当たり、割引適用なしの場合）>

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分	
	イ構造※	ロ構造※
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県	740円	1,230円
福島県	970円	1,950円
宮城県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・大分県・宮崎県・沖縄県	1,180円	2,120円
茨城県	1,770円	3,660円
埼玉県	2,040円	3,660円
徳島県・高知県	1,770円	4,180円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,750円	4,220円

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

【答え】

●地震保険

地震、地震による津波、噴火などによる居住用建物、家財などの火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するもの。地震保険単独では加入できず、火災保険とセットで加入契約

[保険金額]

建物、また家財ごとに火災保険の保険金額の30~50%の範囲で設定。
ただし上限として建物は5,000万円、家財1,000万円を上限とする。

「本問の場合」

[保険]

定期保険A：保険金額2,500万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は篤志さん、
保険金受取人は由美子さんである。

火災保険B：保険金額2,000万円。地震保険付帯。保険の目的は自宅建物。保険期間は35
年（地震保険は1年）。保険契約者（保険料負担者）および保険金受取人は篤志
さんである。

・火災保険は保険金額2,000万円です。50%相当額ですので、地震保険の保険
金額の最大額1,000万円(2,000万円×50%)となります。

・本文に「地震保険料の割引制度は考慮外とする」とあるため割引適用の計
算はしません。

・大阪県のロ構造の保険料は、保険金額100万円当たり2,120円

・地震保険の保険料=1,000万円×(2,120円/100万円)
=21,200円

したがって正解は、21,200（円）

問33

篤志さんが仮に2022年5月に46歳で在職中に死亡した場合、篤志さんの死亡時点において由美子さんが受け取ることができる公的年金の遺族給付の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、篤志さんは、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険の被保険者であったものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

- 1.遺族基礎年金+遺族厚生年金
- 2.遺族基礎年金+遺族厚生年金+中高齢寡婦加算
- 3.遺族厚生年金+中高齢寡婦加算
- 4.遺族厚生年金

【答え】

●遺族基礎年金の支給要件

- ・被保険者が死亡した場合
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の 3 分の 2 以上あること。)

対象者は、死亡した者によって生計を維持されていた、**子のある配偶者**・子

●遺族厚生年金の支給要件

- ・被保険者が死亡した場合
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間が加入期間の 3 分の 2 以上あること。)

遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲は、**妻**、子、孫、および 55 歳以上の夫、父母、祖父母となっています。

・厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない 40 歳以上から 65 歳になる前(中高齢の時期)までの妻の遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算額(有期年金)が加算支給されます。大前提として、遺族厚生年金を受け取っている必要があります。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
香川 篤志	本人	1975年11月 3日	46歳	会社員（正社員）
由美子	妻	1979年 8月30日	42歳	パートタイマー
勇樹	長男	2007年 2月22日	15歳	高校生

[本問の場合]

・由美子さんは、国民年金の第 2 号保険者に生計を維持されていた子のある配偶者ですので、**遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給対象**です。

※篤志さん死亡時に由美子さんは 42 歳で子がいるので遺族基礎年金の加算対象ですので、中高齢寡婦加算は対象外となります。

従って、正解は、1

問34

篤志さんの健康保険料に関する(ア)~(ウ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、篤志さんは全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者である。また、健康保険料の計算に当たっては、下記<資料>に基づくこととする。

[篤志さんに関するデータ]

給与：毎月600,000円（標準報酬月額590,000円）

賞与：1回につき650,000円

※賞与は年2回支給される。

[健康保険の保険料率]

介護保険第2号被保険者に該当しない場合：10.00%（労使合計）

介護保険第2号被保険者に該当する場合：11.80%（労使合計）

(ア)毎月の給与に係る健康保険料のうち、篤志さんの負担分は30,000円である。

(イ)年2回支給される賞与について、健康保険料は徴収されない。

(ウ)篤志さんが負担した健康保険料は、所得税の計算上、全額が社会保険料控除の対象となる。

【答え】

(ア) 不適切×

・健康保険の保険料は**労使折半**となり、保険料を事業主と労働者が、半分ずつ負担します。

・公的介護保険の被保険者は、65歳以上を第1号被保険者、**40歳以上65歳未満**を**第2号被被保険者**と区分します。

篤志さんは46歳ですので、第2号被被保険者となります。

給与:標準報酬月額590,000円×11.80%×1/2=**34,810円**

(イ) 不適切×

健康保険料は、賞与も**徴収**されます。

(ウ) 適切○

健康保険料は、全額が**社会保険料控除の対象**となります。

【第10問】下記の(問35)~(問40)について解答しなさい。

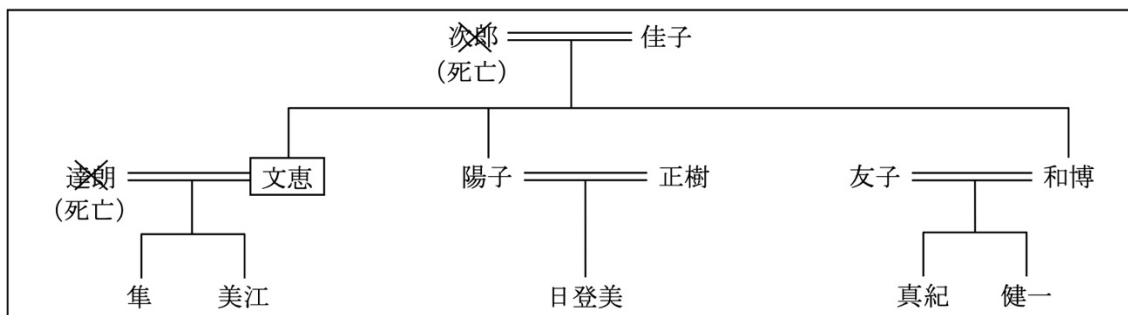
<設例>

国内の企業に勤務する工藤文恵さんは、2022年4月2日に死亡した夫（達朗さん）の相続に関することや今後の生活のことなどについて、FPで税理士でもある宮本さんに相談をした。なお、下記データのうち「Ⅰ．家族構成（同居家族）」および「Ⅱ．工藤家の親族関係図」は達朗さん死亡後のものであり、「Ⅲ．工藤家（達朗さんと文恵さん）の財産の状況」は2022年4月1日現在のものである。

Ⅰ．家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
工藤 文恵	本人	1970年11月22日	51歳	会社員
隼	長男	2005年 7月28日	16歳	高校生
美江	長女	2008年 8月18日	13歳	中学生

Ⅱ．工藤家の親族関係図



注1：文恵さんの夫の達朗さんは、国内の企業に勤務していたが、2022年4月2日に交通事故で死亡している。

Ⅲ．工藤家（達朗さんと文恵さん）の財産の状況

〔資料1：保有資産（時価）〕

（単位：万円）

	達朗（注2）	文恵
金融資産		
預貯金等	1,200	1,160
株式・投資信託	210	280
生命保険（解約返戻金相当額）	〔資料3〕を参照	〔資料3〕を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	2,690	
建物（自宅の家屋）	620	
その他（動産等）	80	150

注2：達朗さんが所有していた財産に関する遺産分割はまだ行われていない。

[資料2：負債残高]

住宅ローン：1,250万円（債務者は達朗さん。団体信用生命保険付き）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A（グループ保険）	達朗	達朗	文恵	1,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	達朗	達朗	文恵	300 3,000	120 —
終身保険C	達朗	達朗	文恵	300	80
終身保険D	文恵	文恵	達朗	200	50
終身保険E	文恵	達朗	文恵	250	240

注3：2022年4月1日以後、新たに締結された契約はない。また、解約、更新、変更および保険金の請求等が行われた契約もない。

注4：解約返戻金相当額は、2022年4月1日で解約した場合の金額である。

注5：定期保険Aには、災害割増特約（1,000万円）が付保されている。

注6：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注7：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの宮本さんは、2022年4月1日時点における工藤家(達朗さんと文恵さん)のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。

<工藤家(達朗さんと文恵さん)のバランスシート>

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××		
株式・投資信託	×××		
生命保険(解約返戻金相当額)	×××	負債合計	×××
不動産			
土地(自宅の敷地)	×××		
建物(自宅の家屋)	×××	[純資産]	(ア)
その他(動産等)	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

[純資産の計算式]

総資産-総負債=純資産

〈資産〉

預貯金等 : 1,200 万円 + 1,160 万円 = 2,360 万円

株式・投資信託 : 210 万円 + 20 万円 = 490 万円

生命保険 : 120 万円 + 80 万円 + 50 万円 = 490 万円

不動産 : 土地(自宅の敷地権)2,690 万円

建物(自宅の家屋)620 万円

その他(動産等): 80 万円 + 150 万円 = 230 万円

総資産額 = 6,880 万円

〈負債〉

住宅ローン : 1,250 万円

総負債額 = 1,250 万円

純資産額 = 6,880 万円 - 1,250 万円 = 5,630 万円

したがって正解は、5,630 (万円)

問36

達朗さんの相続に係る原則的な手続きに関する次の(ア)~(エ)の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)相続放棄をする場合には、自己のために相続の開始があったことを知った時から、3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。

(イ)限定承認をする場合には、自己のために相続の開始があったことを知った時から、4ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。

(ウ)遺産分割協議により遺産分割を行う場合には、相続の開始があったことを知った日から10ヵ月以内に遺産分割協議書を作成し、家庭裁判所に提出しなければならない。

(エ)相続税の納税義務がある場合には、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に申告書を提出しなければならない。

【答え】

(ア) 適切○

相続の放棄は、相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に申述する必要があります。

(イ) 不適切×

限定承認を選択する場合には、3ヶ月以内に家庭裁判所へ相続人全員で、申述をしなければいけません。また、相続放棄の場合には単独で可能です。

(ウ) 不適切×

遺産分割協議には期限はありません。また、家庭裁判所に提出する必要はありません。

(エ) 適切○

相続の申告と納税は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に行う必要があります。

問37

文恵さんの母である佳子さん(75歳)が2021年中に受け取った公的年金および終身保険の解約返戻金の明細は下記<資料>のとおりである。2021年分の所得税の確定申告に際して、佳子さんが申告すべき合計所得金額(所得控除を差し引く前の金額)として、正しいものはどれか。なお、佳子さんには下記以外に申告すべき所得はない。また、前年以前から繰り越された純損失の金額等はないものとする。

<資料：公的年金および終身保険の解約返戻金の明細>

	金額（収入金額）	税務上の必要経費等の額
老齢基礎年金	70万円	各自計算
遺族厚生年金	120万円	各自計算
終身保険の解約返戻金 (注) 2010年に契約した保険 契約に係るものである。	800万円	払込保険料（一時払いで佳子さんが全額負担している）550万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

1. 1,000,000円
2. 1,100,000円
3. 1,800,000円
4. 2,000,000円

【答え】

合計所得金額とは、給与所得・公的年金等に係る雑所得・事業所得などの所得金額を合計した金額(純損失または雑損失などの繰越控除を適用する前の金額)のこと。

[本問の場合]

- ・遺族厚生年金は**非課税**です。
- ・老齢基礎年金は公的年金等の**雑所得**です。
- ・終身保険の解約返戻金は、**一時所得**となります。

$$\begin{aligned}\bullet \text{公的年金等の雑所得} &= \text{収入額} - \text{公的年金等控除額} \\ &= \text{老齢基礎年金70万円} - \text{控除額110円} = -40\text{万円}(0\text{円})\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\bullet \text{一時所得} &= \text{収入額} - \text{収入を得るために支出した額} - \text{特別控除50万円} \\ &= 800\text{万円} - 550\text{万円} - 50\text{万円} = 200\text{万円}\end{aligned}$$

※一時所得は、総所得金額を算出する際に、**2分の1**が合算対象です。

$$\begin{aligned}\bullet \text{Aさんの合計所得金額} &= \text{公的年金等の雑所得} + \text{一時所得} \times 1/2 \\ &= 0\text{円} - 200\text{円} \times 1/2 \\ &= 100\text{万円}\end{aligned}$$

したがって正解は、1

問38

文恵さんが取引をしているSZ証券会社から送付された2021年分の特定口座年間取引報告書(一部)が下記<資料>のとおりである場合、次の記述の空欄(ア)~(ウ)に入る最も適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選択してもよいこととする。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額) (①-②)
1,500,000	1,800,000	(各自計算)

特定 上場 株式等 の 配 当 等	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額
	④ 株式、出資又は基金	100,000	(各自計算)	(各自計算)	
	⑤ 特定株式投資信託				
	⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)				
	⑦ オープン型証券投資信託	60,000	(各自計算)	(各自計算)	80,000
	⑧ 国外株式又は国外投資信託等				
	⑨ 合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	160,000	(各自計算)	(ア)	80,000
上 記 以 外 の も の	⑩ 公社債				
	⑪ 社債的受益権				
	⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑬及び⑭以外)				
	⑬ オープン型証券投資信託				
	⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等				
	⑮ 合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)				
	⑯ 譲渡損失の金額	(各自計算)			
	⑰ 差引金額(⑨+⑮-⑯)	(各自計算)			
	⑱ 納付税額		(各自計算)	(各自計算)	
	⑲ 還付税額(⑨+⑮-⑱)		(イ)	(各自計算)	

- ・ 文恵さんが2021年中に受け取った上場株式等の配当等から源泉徴収された住民税額は（ ア ）円である。
- ・ この特定口座で生じた譲渡損失とこの特定口座で受け入れた上場株式等の配当等とが損益通算された結果、還付された所得税額は（ イ ）円である。
- ・ 2022年分に繰り越すことのできる譲渡損失の額は、（ ウ ）円である。

<語群>

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| 1. ゼロ | 2. 8,000 | 3. 12,000 |
| 4. 16,000 | 5. 24,000 | 6. 32,000 |
| 7. 36,000 | 8. 60,000 | 9. 140,000 |

【答え】

(ア)

[配当所得に対する所得税・住民税の源泉徴収額]

- ・所得税15%
- ・住民税5%

配当所得16万円に係る住民税額=16万円×5%=8,000円

(イ)

・源泉徴収ありの特定口座では、株式の譲渡損失と配当所得の損益通算は可能です。

・本問の譲渡所得は、収入金額150万円-取得費180万円=▲30万円となります。

・配当所得16万円と譲渡所得▲30万円を損益通算すると配当所得の額は▲14万円になり0円扱いになります。

・所得税は0円扱いになりますが、すでに配当金受け取り時に所得税を源泉徴収されているので、還付金を受けることができます。

配当所得の所得税額=16万円×所得税15%=24,000円です。

配当所得に対して源泉徴収された所得税額は全額還付されますので、24,000円が還付額となります。

(ウ)

配当所得16万円と譲渡所得▲30万円を損益通算すると譲渡所得の額は▲14万円になります。これは翌年以降3年間にわたって繰越控除されます。

したがって正解は、

(ア) 2 (イ) 5 (ウ) 9

問39

文恵さんは、自分の老齢年金の受給について、FPの宮本さんに質問をした。宮本さんの次の説明の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句を語群から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、文恵さんは、夫の達朗さんの死亡に基づく遺族年金の受給権者であり、また、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給資格期間を満たしているものとする。

「文恵さんは現在受給している遺族年金に加えて、老後は老齢年金を受給できるようになりますが、(ア)になるまでは本人が選択するどちらか一方の年金しか受給できません。(ア)からの遺族厚生年金は、老齢厚生年金および老齢基礎年金と併給されますが、遺族厚生年金は老齢厚生年金を上回る額しか受給できません。なお、文恵さんは(イ)繰下げ受給することはできません。また、文恵さんが老齢厚生年金を受給できるときに(ウ)である場合、在職老齢年金として老齢厚生年金の支給額の調整が行われることがあります。」

<語群>

- | | | |
|----------------------|-------------------------|--------|
| 1. 60歳 | 2. 64歳 | 3. 65歳 |
| 4. 老齢基礎年金および老齢厚生年金とも | 5. 老齢基礎年金に限り | |
| 6. 老齢厚生年金に限り | 7. 一定以上の事業所得を得ている者 | |
| 8. 雇用保険の被保険者 | 9. 厚生年金の被保険者または70歳以上被用者 | |

【答え】

(ア)

老齢厚生年金と遺族厚生年金の受給者は、64歳まではいずれを選択しますが、65歳以降は、老齢厚生年金を優先的に受給することになります。

(イ)

遺族厚生年金を受給している場合は、老齢基礎年金と老齢厚生年金ともに繰り下げることができません。

(ウ)

在職老齢年金とは、60歳以降在職しながら受ける老齢厚生年金のことです。賃金と年金額に応じて年金額の一部または全部が支給停止される場合があります。

厚生年金の被保険者や70歳以上の被用者である場合、老齢厚生年金の支給額の調整が行われることがあります。

したがって正解は、

(ア) 3

(イ) 4

(ウ) 9

問40

文恵さんは、2022年3月中に業務外の事由による病気の療養のため休業した日がある。FPの宮本さんが下記〈資料〉に基づいて計算した文恵さんに支給される傷病手当金の額として、正しいものは どれか。なお、文恵さんは全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者であり、記載以外の受給要件はすべて満たしているものとする。

〔文恵さんの3月中の勤務状況〕 休業：休業した日

14日 (月)	15日 (火)	16日 (水)	17日 (木)	18日 (金)	19日 (土)	20日 (日)	21日 (月)	22日 (火)	23日 (水)	24日 (木)
出勤	休業	出勤	休業	休業	休業	休業	休業	出勤	休業	出勤
	▲								▲	
	休業開始日								休業終了日	

〔文恵さんのデータ〕

- ・ 標準報酬月額：2021年4月～2021年8月 280,000円
2021年9月～2022年3月 300,000円
- ・ 上記の休業した日について、給与の支給はない。
- ・ 上記以外に休業した日はない。

〔傷病手当金の1日当たりの支給額（円未満を四捨五入）〕

$$\frac{\text{支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額} \div 30 \text{日} \times 2}{3}$$

10円未満を四捨五入

1. 12,960円
2. 19,440円
3. 25,920円
4. 45,360円

【答え】

傷病手当金

被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み十分な給与が受けられない場合、4日目から最長1年6ヶ月間支給されます。

・傷病手当金の1日の支給額=支給開始前12ヶ月間の各月の標準報酬月額
の平均額÷30日×2/3相当額

[本問の場合]

資料より

●標準報酬月額

2021年4月～2021年8月(5ヶ月間):280,000円

2021年9月～2022年3月(7ヶ月間):300,000円

支給開始前12ヶ月間の各月の標準報酬月額の平均額

$$=(28万円 \times 5ヶ月 + 30万円 \times 7ヶ月) \times 1/12 = 350万円 \times 1/12$$

傷病手当金の1日の支給額=350万円×1/12×1/30×2/3

$$=9,720円 \times 2/3 \leftarrow (10円未満四捨五入)$$

$$=6,480円$$

●傷病手当金は3日以上続けて休み、4日目から支給されます。

14日 (月)	15日 (火)	16日 (水)	17日 (木)	18日 (金)	19日 (土)	20日 (日)	21日 (月)	22日 (火)	23日 (水)	24日 (木)
出勤	休業	出勤	休業	休業	休業	休業	休業	出勤	休業	出勤
			▲							▲
			休業開始日							休業終了日

本問では17日(木)・18日(金)・19日(土)の間が3日以上休んだ日に該当し、20日(日)・21日(月)・23日(水)の3日間が支給対象となります。

$$\text{傷病手当金額} = 6,480円 \times 3日 = 19,440円$$

したがって正解は、2

-終-